

2024年7月25日

各位

会社名 株式会社宇佐美鋁油  
代表者名 代表取締役社長 宇佐美 智也  
問合せ先 052-586-1166 (代表)

## 株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する 公開買付け（第2回）の結果に関するお知らせ

株式会社宇佐美鋁油（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年6月25日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場に上場している株式会社グッドスピード（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「②新株予約権」において定義します。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「第2回公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024年6月26日より第2回公開買付けを実施していましたが、第2回公開買付けが2024年7月24日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社宇佐美鋁油  
愛知県津島市埋田町一丁目8番地

##### (2) 対象者の名称

株式会社グッドスピード

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

2019年11月13日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年1月1日から2027年12月31日まで）

##### (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,986,736株	—株	—株
合計	1,986,736株	—株	—株

(注1) 第2回公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、第2回公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。

(注2) 第2回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が第2回公開買付けにより取得する可能性のある最大数（1,986,736株）を記載しております。当該最大数は、対象者が2024年5月15日に提出した2024年9月期第2四半期に係る四半期報告書（以下「2024年9月期第2四半期報告書」といいます。）に記載された2024年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（3,783,500株）から、対象者が2024年5月15日に公表した「2024年9月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2024年3月31日現在の対象者が所有する自己株式（64株）を控除した数（3,783,436株）に、対象者から報告を受けた、2024年

3月31日現在残存しかつ2024年6月26日において行使可能である第2回新株予約権（730個）の目的となる対象者株式数（14,600株）を加算した数（3,798,036株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）から、公開買付者が所有する対象者株式（1,811,300株）を控除した株式数です。

（注3） 単元未満株式についても、第2回公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い第2回公開買付けの買付け等の期間（以下「第2回公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

（注4） 第2回公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注5） 第2回公開買付け期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も第2回公開買付けの対象としております。

（5） 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024年6月26日（水曜日）から2024年7月24日（水曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から第2回公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、第2回公開買付け期間は30営業日、2024年8月7日（水曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

（6） 買付け等の価格

普通株式 1株につき、金850円

本新株予約権 1個につき、金1円

2. 買付け等の結果

（1） 公開買付けの成否

第2回公開買付けにおいては、買付予定数に下限及び上限を設定しておりませんので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2） 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2024年7月25日に、東京証券取引所において、第2回公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3） 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	1,663,700株	1,663,700株
新株予約権証券	3,000株	3,000株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株
株券等預託証券 ( )	—株	—株
合計	1,666,700株	1,666,700株
(潜在株券等の数の合計)	(3,000)	(3,000)

（4） 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	18,113 個	(買付け等前における株券等所有割合 47.69%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	34,780 個	(買付け等後における株券等所有割合 91.57%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	37,806 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、2024年9月期第2四半期報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、第2回公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式も第2回公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(3,798,036株)に係る議決権数(37,980個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日  
2024年7月30日(火曜日)

#### ③ 決済の方法

第2回公開買付け期間終了後遅滞なく、第2回公開買付けによる買付け等の通知書を第2回公開買付けに応募した方(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送いたします。

買付けは現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

#### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

第2回公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付届出書に記載した内容から変更はございません。

#### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社宇佐美鋳油  
(愛知県津島市埋田町一丁目8番地)  
株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以上